

## 地方公共団体からの寄附金受入について

以下のとおり、地方公共団体より寄附を受領いたしましたので公表します。

国立大学法人広島大学

受領日	寄附者	寄附金額	寄附の内容	寄附に至った経緯	備考
令和3年4月30日	広島県	40,000,000	寄附講座等の設置に係る経費 (地域医療システム学講座)	地域医療再生計画の一環として、広島県内の地域医療の充実を目的とした、地域医療に係わる医師の養成、医師の地元定着促進及び住民のニーズに即した地域医療に関する研究と実践を行うため。	
令和3年9月28日	広島県東広島市	25,000,000	寄附講座の運営に係る経費 (広島中央地域医療・侵襲制御医学講座)	東広島市における麻酔科領域の医療向上を目的として、東広島市の申請により寄附講座を設置することとなった。	
令和3年11月18日	愛媛県八幡浜市	1,000,000	広島大学大学院 医系科学研究科 整形外科学への寄附金	地域医療に関わる医師の育成など医療の充実と発展の一助とするため、整形外科学の学術研究助成を行う。	
平成24年5月1日 (平成24年度からの継続)	広島県庄原市	—	土地 784.44 m <sup>2</sup> の使用貸借	本学の帝釈峡遺跡群発掘調査室について、老朽化による施設整備を検討していたところ、当該地誘致の申し出があった。これについて、同市との学術的な連携を強化するとともに地域活性化の一助を期すため、受入に至った。	